

○ 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（要請等） 第十三条の二 地方公共団体の長は、法第三十二条第一項の要請（以下この条及び次条において「措置要請」という。）をするときは、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えるものとする。 2 措置要請を行つた地方公共団体の長（第四項において「要請地方公共団体の長」という。）は、法第三十七条第一項の規定により厚生労働大臣の権限の委任を受けた都道府県労働局長であつて当該地方公共団体を管轄するものから法第三十二条第二項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該措置要請について、自ら同条第一項から第三項までの権限を行うよう求めることができる。 3 前項の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、当該措置要請について自ら法第三十二条第一項から第三項までの権限を行うものとする。 4 厚生労働大臣は、法第三十二条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聴く者を選定するに当たっては、措置要請の内容及び、次の各号に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意	（新設）

見を聴いて選定するものとする。

一 学識経験者

二 措置要請に係る地方公共団体

三 その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者

(協定の締結等)

第十三条の三 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所（次項において「管轄公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定（以下「雇用対策協定」という。）を締結することができる。

2 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があつたときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の

(新設)

関係者により構成される協議会を組織することができる。

(報告等)

第十四条 厚生労働大臣は、法第三十四条第一項の規定により、事業主に対して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。

2 法第三十四条第二項の証明書は、様式第四号による。

(権限の委任)

第十五条 法第三十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項及び第三項に規定する厚生労働大臣の権限

- 二 法第三十二条第一項から第三項までに規定する厚生労働大臣の権限

- 三 法第三十三条に規定する厚生労働大臣の権限

- 四 法第三十四条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

- 五 法第三十五条に規定する厚生労働大臣の権限

2 前項(第二号に係る部分を除く。)の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十

(報告等)

第十四条 厚生労働大臣は、法第三十三条第一項の規定により、事業主に対して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。

2 法第三十三条第二項の証明書は、様式第四号による。

(権限の委任)

第十五条 法第三十六条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項及び第三項に規定する厚生労働大臣の権限

(新設)

- 二 法第三十二条に規定する厚生労働大臣の権限

- 三 法第三十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

- 四 法第三十四条に規定する厚生労働大臣の権限

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項並びに第三十四条に規定する事業主又は国若

五|条に規定する事業主又は国若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

3| 第十三条の二第四項第三号に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附
則

(削
る)

しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

(新
設)

附
則

(都道府県知事との協定の締結等)

第九|条 厚生労働大臣は、当分の間、試行的に、都道府県知事（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この条において同じ。）と、当該都道府県内の一の公共職業安定所（以下この条において「協定公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県の都道府県労働局長（以下この条において「協定都道府県労働局長」という。）が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と都道府県の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定を締結するものとする。

2| 都道府県知事は、前項の協定の実施のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、協定都道府県労働局長に対し、協定公共職業安定所の業務に関する事項について必要な指示をすることができ

	3 協定都道府県労働局長は、前項の指示の内容について、法令又は予算に違反する場合その他の当該指示の内容について協定公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるような必要な措置を講ずるものとする。 4 都道府県知事は、前項の場合に該当しないと認める場合であつて、協定都道府県労働局長が第二項の指示の内容について前項の措置を講じないときは、厚生労働大臣に対し、協定都道府県労働局長に対して当該指示の内容について同項の措置を講ずるよう命ずることを要請することができる。
--	---